

予防接種健康被害救済制度に基づく医療手当の給付申請について

1 事案の概要

(1) 申請日 平成25年9月27日

(2) 申請者 4歳女兒（当時）の保護者

(3) 申し立て内容

平成25年1月25日に日本脳炎の予防接種後発熱があり、接種医療機関を受診するも回復が見られないため、他の医療機関を受診するが総合病院を紹介され、急性散在性脳脊髄炎と診断された。このことは、予防接種が起因しているとのことから、今回「医療費・医療手当」を請求する。

(4) 医療費・医療手当の請求

医療費については、市の子ども医療費助成により自己負担が生じないことから医療手当のみ請求

(5) 市の対応

平成25年12月12日「青森市予防接種健康被害調査委員会」を開催し、予防接種による健康被害の調査をした結果、日本脳炎予防接種による急性散在性脳脊髄炎の発症の因果関係は否定できないと、報告を受け、平成25年12月27日、調査結果を、県を通じて国へ進達。

2 審査結果について

平成27年12月22日付で、県を通じて国からの審査結果通知を受ける「急性散在性脳脊髄炎が日本脳炎予防接種を受けたことによるものであると認定」された。

3 今後の対応

医療手当の給付事務手続き

【参考】 予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したとき、市町村より給付が行われる。